

保護者の皆様へ

北海道静内農業高等学校事務長

奨学のための給付金に関するご案内

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、北海道では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還する必要のない給付金を支給する「北海道公立高校生等奨学給付金制度」を実施しています。

つきましては、次の「給付対象者」に該当し、受給を希望される方は、提出期日までに書類を提出お願いします。

なお、道外居住の場合は、制度が異なるため、居住する都府県教育委員会にご確認ください。

記

1 提出期日

令和 7 年（2025 年）8 月 18 日（月）

2 提出書類

世帯	書類
<u>受給希望する全世帯</u>	北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書（様式 1-1 号） 口座振込申出書（様式第 3 号）
生活保護受給世帯	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第 2 号） または 生活保護受給証明書（令和 7 年 7 月 1 日現在生活扶助を受給していることを証明するもの）
生活保護受給世帯 <u>以外</u> の非課税世帯	保護者等全員 の当該年度の課税（非課税）証明書または納税通知書（写） ※高校生等就学支援金申請時に個人番号を提出している場合は、不要 扶養誓約書（様式第 4 号）（ 親以外が保護者の場合のみ ）
授業料以外の納付金等について未納があり、代理受領を希望する場合	委任状（様式第 9）

※各種様式については、本校ホームページの事務室ページに掲載しています。

3 給付対象者

- (1) 基準日（令和 7 年 7 月 1 日現在）に高校生等が国公立の高等学校等に在学していること。
(2) 基準日に保護者等が北海道に住所を有していること。
(3) 次のいずれかの要件を満たす世帯であること。
ア 基準日に保護者等が生活保護法による生業扶助を受けていること。
イ 保護者等全員の当該年度の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税であること。
※「高等学校定時制課程教科書給与事業」や「通信制課程教科書学習書給与事業」、「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」との併給はできません。
※給付対象外者については、裏面をご覧ください。

4 給付金額

区分	給付額
生活保護法による生業扶助受給世帯	32,300 円
保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	143,700 円

（2 枚目に続く）

5 給付対象外者（次のいずれかに該当する場合）

- (1) 生徒が高等学校等就学支援金（授業料の補助）の支給対象とならない場合。
- (2) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合。
- (3) 海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合。
- (4) 北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合。
- (5) 生徒が今年度全ての期間を休学する予定である場合。

担当：事務職員 漆原
電話：0146-46-2101